○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める令和八事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件（**農林水産**五二八）　二一〇

○昭和四十六年建設省告示第千七百五号の一部を改正する件（**国土交通**五三四）　二一一

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第十二条の規定に基づき、防衛施設庁長官が指定する施設として指定した告示の一部を改正する告示（**防衛**一〇九）　二一二

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第三条第二項に掲げる施設について、それぞれ音響の強度及び頻度を定めた件の一部を改正する件（**同**一一〇）　二一三

［その他告示］

○沖縄振興特別措置法施行令第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件の一部を改正する件（**内閣府**三四）　二一一

○国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額の一部を改正する件（**総務**一八二）　二一三

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件（**厚生労働**一九〇）　二一七

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第十九条の二の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件（**同**一九一）　二一七

○地すべり防止工事を施行する件（**農林水産**五二九）　二一八

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件（**同**五三〇）　二一九

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件（**同**五三一）　二二〇

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（**同**五三二）　二二一

○河川法の規定により指定区間を変更する件（**国土交通**五三五）　二二二

○道路法施行令第三十四条の二の三第一項第一号並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第三項第二号及び第二条第二項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する道路を指定する件（**同**五三六）　二二三

○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方航空局長に委任した件の一部を改正する件（**同**五三七）　二二三

○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（**同**五三八）　二二三

［官庁報告］

官庁事項

内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則の一部を改正する規則（内閣官房）　二二三

国家サイバー統括室に企画官等を置く規則の一部を改正する規則（同）　二二三

人事院規則二―一二（人事院の職員に対する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任）第一条の規定に基づき、平成十三年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一八）　二二四

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、平成二十三年人事院公示第十四号の一部改正に関し、決定した件（同一九）　二二四

人事院規則二―一五（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）第一条の規定に基づき、令和四年人事院公示第十一号の一部改正に関し、決定した件（同二〇）　二二四

人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（同二一）　二二四

本号で公布された法令のあらまし

◇内閣官房組織令の一部を改正する政令（政令第百十八号）（内閣官房）

1　内閣審議官の存置に関する規定の整備

内閣審議官の定数を八十二人とし、そのうち四十五人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。（第六条第三項関係）

2　内閣参事官の存置に関する規定の整備

内閣参事官の定数を百十四人とし、そのうち三十一人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする等の規定の整備を行う。（第八条第三項、附則第四項関係）

3　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第百十九号）（内閣府本府）

1　本府及び宇宙開発戦略推進事務局に置かれる参事官の定数を改める。（第二十条第三項及び第四十八条第三項関係）

2　男女共同参画局及び総合海洋政策推進事務局に参事官一人を置く。（第二十四条並びに第五十三条第一項及び第三項関係）

3　男女共同参画局に置かれる参事官の職務を定めるとともに、所要の規定の整備を行う。（第二十五条、第二十六条及び第二十七条の二関係）

4　本府に置かれる参事官のうち一人の設置期間を令和十一年三月三十一日までとする。（原始附則第九条関係）

5　その他所要の規定の整備を行う。

6　施行期日等

(1)　この政令は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令について所要の改正を行う。（附則第二項関係）